



東京都

# 指定更新時説明会

【障害者支援施設】

【生活介護】

【自立訓練】

東京都福祉局障害者施策推進部

施設サービス支援課 障害者支援施設担当

# 目次

- 1 はじめに
- 2 制度概要・基準等
- 3 管理者・サービス管理責任者について
- 4 事故・虐待防止
- 5 事業に関する変更手続き

# 1 はじめに

# 1 - 1 障害福祉事業者としての基礎知識

## 関係法令

### ・ 障害者総合支援法第41条第1項

第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の指定は、6年ごとにそれらの更新を受けなければ、その期間の経過によって、それらの効力を失う。

### ・ 障発第1206001号通知第1の2（抜粋）

指定障害福祉サービスを行う者又は行おうとする者が満たすべき基準等を満たさない場合には、指定障害福祉サービス事業者等の指定等又は更新は受けられず……（後略）……

### ・ 障害者総合支援法施行規則第34条の16第2項（抜粋）

法第41条第1項の規定に基づき就労移行支援に係る指定障害福祉サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、……（中略）……申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

※就労継続支援A型は第34条の17を、就労継続支援B型は第34条の18を参照

# 1 - 2 管理者の役割

## 管理者の責務

### 【基準省令第66条】

- ・ 管理者は、当該事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。
- ・ 管理者は、当該事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

- 事業所全体の**運営状況を一元的に把握**し、適切な障害福祉サービスの提供に努める。
- サービス管理責任者、専門職、支援員と情報共有をし、**事故・虐待を防止**する。
- **各種委員会、防災訓練の実施等を進行管理**し、事故・虐待を防止し、事業所の適切な運営を図る。
- 地域の関係機関や団体等と連携し、**地域交流**に努める。

# 1 - 3 サービス管理責任者の役割

## サービス管理責任者の責務 ①

### 【基準省令第59条】

サービス管理責任者は、前条に規定する業務（個別支援計画の作成等）のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- 1 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
- 2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。
- 3 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

# 1 - 4 サービス管理責任者の役割

## サービス管理責任者の責務 ②

### 【基準省令第59条2項】

サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

⇒サービス管理責任者は、利用者に対してのみならず、従業員に対しても、利用者への意思決定支援の実施の観点から必要な助言指導を行うことが求められるものである。

なお、意思決定支援ガイドラインにおける意思決定支援責任者の役割については、サービス管理責任者の役割と重複するものであるが、サービス管理責任者とは別に意思決定支援責任者となる者を配置した上で、当該者と業務を分担する等の柔軟な運用を否定するものではないことに留意すること。

また、サービス管理責任者については、利用者の意思決定支援を適切に行うため、都道府県が実施するサービス管理責任者を対象にした専門コース別研修の意思決定支援コースを受講することが望ましい。

# 1 - 5 サービス管理責任者の役割

## サービス管理責任者の責務 ③

- 家族面談やアセスメントを通じて、家族や利用者の意向と課題を把握し、**個別支援計画を作成。**
- 個別支援計画の進行管理を行い、支援内容の効果検証をするとともに、必要に応じて**（生活介護は6か月に1回以上、自立訓練は3か月に1回以上）**その内容について**見直し**を行う。
- **ケース会議等を開催**し、事業所内の情報共有、技術的指導及び助言を実施。
- 利用申込の際、他の障害福祉サービス事業者からも利用者の状況を把握する等、**利用者を円滑に受け入れられるよう必要な調整とアセスメント**を実施。
- 個々の利用者の障害特性を把握した上で、**利用者の自立に向けた支援等について検討**し、個別支援計画等に反映することで、利用者のQOL向上のための必要な支援や訓練を実施。

## 2 制度概要・基準等

# 2 - 1 障害者支援施設

## 基本方針

- ・ **利用者の意向、適性、障害特性**その他の事情を踏まえた**個別支援計画**を作成した上で、障害福祉サービスを提供。
- ・ 利用者支援の効果について**継続的な評価を実施**し、必要な措置を講じることで、利用者に対し、適切かつ効果的な障害福祉サービスを提供すること。
- ・ 利用者の意思及び人格を尊重し、**利用者の立場に立ったサービスを提供**すること。
- ・ 利用者の**人権擁護、虐待の防止等**のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等、必要な措置を講じること。

## 概要

- ・ 施設に入所する障害者につき、主として**夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言**その他の必要な日常生活上の支援を行う。

### 【主な対象者】

- ・ 生活介護を受けており、障害支援区分が4（50歳以上は区分3）以上の者
- ・ 自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援B型の利用者のうち、入所させながら訓練等することが必要かつ効果的である利用者又は通所による訓練が困難な利用者

## 2 - 2 生活介護

### 基本方針

- ・利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供、その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

### 概要

- ・地域や障害者支援施設において、安定した生活を営むため、**常時介護等の支援が必要な障害者**に対し、主として昼間に以下の支援を実施。

#### 【支援内容】

- ・**入浴、排せつ及び食事等の介護**、調理、洗濯及び掃除等の家事
- ・生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援
- ・**創作的活動又は生産活動**の機会の提供
- ・その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助

#### 【主な対象者】

- ・障害支援区分が3（施設に入所する場合は区分4）以上の者
- ・年齢が50歳以上の場合は、区分が2（施設に入所する場合は区分3）以上の者

## 2 - 3 自立訓練（生活訓練）

### 基本方針

・利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、**2年間**（入院等していた障害者は3年間）にわたり、生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うもの。

### 概要

・障害者支援施設又は事業所への**通所**又は当該障害者の**居宅を訪問し、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練**、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。

### 【主な対象者】

- ・地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障害者
  - ①**入所施設・病院を退所・退院した者**であって、**地域生活への移行**を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者
  - ②特別支援学校を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者等であって、**地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上**などの支援が必要な者 等

## 2 - 4 自立訓練（機能訓練）

### 基本方針

・利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、**1年6月間**（頸椎損傷による四肢の麻痺等の場合は3年間）にわたり、身体機能又は生活能力の維持、向上等のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うもの。

### 概要

・障害者支援施設又は事業所への通所又は当該障害者の居宅を訪問し、**理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション**、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。

#### 【主な対象者】

・地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障害者

- ①**入所施設・病院を退所・退院した者**であって、**地域生活への移行**を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な者
- ②特別支援学校を卒業した者で、**身体機能の維持・回復などの支援が必要な者** 等

# 3 事故・虐待防止

## 3-1 事故・虐待防止対策の徹底等について

- ・ 障害者支援施設及び事業所は、障害者を支援するために公費で運営されるものであり、**支援者側に起因する事故や虐待は絶対にあってはならない。**

### 重大な事故又は虐待の事例

- ・ 残念ながら都内において、以下のような重大事故が発生している。

#### 【事故】

- ① 食事時の**誤嚥**による**死亡又は重大な後遺症**が残ってしまった
- ② 送迎車両等に**利用者を置き去りにし、熱中症による死亡リスク**に晒してしまった
- ③ 送迎車両運転手の不注意又は体調不良に起因する**交通事故**
- ④ 給湯機交換工事後に**初期設定温度60度**のままお湯張りをし、**利用者がそのまま入浴して全身火傷**を負う
- ⑤ **無断外出**した利用者が近隣の山林で**遺体で発見**された事故

#### 【虐待】

- ① 支援員や送迎車両の運転手が利用者に対して**性的行為を強要して、逮捕された性的虐待**
- ② 思い通りに動かない利用者に対して、**バインダーで頭を叩いたり暴言を吐く**など身体的・心理的虐待
- ③ 利用者のキャッシュカードを勝手に使って**金銭を横領**する等の経済的虐待

⇒ 重大事故が発生した場合、施設（事業所）において、行政機関への届出、利用者又は家族への説明、警察やマスコミ対応などをする必要が生じ、**施設運営に甚大な影響が生じることとなる。**



- ・ R6報酬改定により、①虐待防止委員会の開催、②従業者への定期的な研修、③虐待防止等のための担当者の設置、④身体拘束適正化の取組を実施していない場合は、**減算の対象**

⇒ 上記委員会等の機会を活用し、**日ごろから事業所内の各従業者が事故や虐待防止の重要性について理解して頂く機会を設定**することが重要。

## 3-2 事故・虐待防止対策の徹底等について

### 具体的な取組内容について

○以下のような虐待防止対策を講じる必要があるとともに、**事故防止対策も合わせて実施**することが望ましい。

#### 1 体制の整備

- ・ **虐待（事故）防止責任者及び担当者を配置**し、事故発生時等に、速やかに報告や対応できる体制を整備  
※虐待（疑いを含む。）については、障害者虐待防止法に基づく実施機関（区市町村）への通報が必要
- ・ 責任者及び担当者は、施設内において虐待（事故）防止のための計画（※）を策定  
※倫理綱領・行動指針等の制定、虐待防止のための指針・虐待防止マニュアルの作成

#### 2 支援環境の確認等

- ・ 虐待（事故）防止チェック及びモニタリングにより、事故等発生リスクが高い職場環境・支援環境を確認
- ・ **全職員を対象に**、虐待（事故）防止チェックリストを実施し、職員個人の支援スキルも確認  
⇒ 上記によって、虐待（事故）発生リスクが高いものは、改善に向けた取組を実行

#### 3 支援員の教育等

- ・ **全職員を対象に**虐待（事故）防止研修や事例検討を定期的に行い、事故・虐待防止について理解させる
- ・ 障害特性を理解し適切に支援ができるような知識と技術を獲得するための研修及び事例検討

#### 4 各種委員会の開催

- ・ 年1回の開催が義務付けられている**虐待防止委員会と身体拘束適正化委員会については、同時開催も可能。**
- ・ 義務ではないが、事故防止委員会も同時に実施する等、効率化しつつ**事故・虐待防止について議論が必要。**
- ・ 委員会では、虐待や事故等の発生原因を分析し、再発防止策をまとめた上で**全職員に周知**する必要がある。



- ・ 身体拘束適正化委員会及び虐待防止委員会を**実効性のある内容とする**ことで、虐待（事故）発生リスクを低減させ、**利用者支援の質の向上と施設運営の効率化が可能**となる。

## 3-3 事故・虐待防止対策の徹底等について

障害者虐待防止法において「障害者虐待」とは次のものをいうものとされています。

- 養護者による障害者虐待
- 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
- 使用者による障害者虐待

### 虐待の区分について

#### (1) 身体的虐待

障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること

#### (2) 性的虐待

障害者にわいせつな行為をすること又は障害者にわいせつな行為をさせること

#### (3) 心理的虐待

障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

#### (4) 放棄・放置

障害者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、(1)～(3)に掲げる行為と同様の行為の放置等、養護を著しく怠ること

#### (5) 経済的虐待

障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること

### 通報義務について

障害者虐待防止法に基づき、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに区市町村（実施機関）へ通報する義務があります。

必ず区市町村に速やかに通報した上で行政と連携して対応してください。

## 3-4 事故・虐待防止対策の徹底等について

### 身体拘束の禁止について

障害者総合支援法に基づく運営基準では、サービス提供にあたり、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならないとされています。  
やむを得ず身体拘束等を行うときは所定の手続きを経るようご注意ください。  
なお、身体拘束の要件に該当しなくなった場合においては、速やかに解除することについても御留意願います。

### 具体的な取組内容について

#### ・身体拘束の適正化について

(基準を満たさない場合、基本報酬が減算)

- ① 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討するための委員会の定期的な開催（少なくとも1年に1回）とその検討結果の従業者に周知徹底
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針の整備
- ④ 従業者への定期的な研修の実施（年1回以上）

#### <参考>

障害者福祉支援施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き（厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001282170.pdf>

## 3-5 事故・虐待防止対策の徹底等について

### 事故報告について

○事故（虐待）防止対策を講じてもなお、以下に該当する事故が発生した場合は、**速やかな**事故報告が必要。

#### 【報告が必要な事故】

- ①死亡事故
- ②入院を要した事故（持病による入院は除く）
- ③（②以外の）医療機関での治療を要する負傷や疾病を伴う事故
- ④薬の誤与薬（その後の経過に関わらず、事案が発生した時点で要報告）
- ⑤無断外出
- ⑥感染症の発生
- ⑦送迎車両への利用者置き去り事故
- ⑧事件性のあるもの（職員による暴力事件等）
- ⑨保護者や関係者とのトラブル発生が予想されるもの
- ⑩施設運営上の事故（不正会計処理や送迎中の交通事故、個人情報流出等）
- ⑪区市町村に虐待通報をした場合（通報した内容等）
- ⑫その他特に報告の必要があると施設が必要があると施設が判断したもの



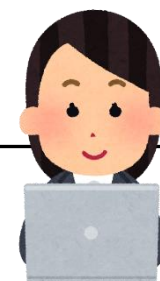
※ **利用者が死亡する等の重大事故や警察が関与して、報道機関に報じられるリスクのある事故など、社会的影響が大きい事故については、電話による第一報の報告もお願いします。**

### 提出先

【障害者支援施設・生活介護・自立訓練】

（担当部署）障害者支援施設担当（連絡先）03-5320-4156

提出先 ⇒ <https://logoform.jp/form/tmgform/826020>



### 事故報告書の提出について

○事故報告書の作成にあたっては、以下の事項にご留意願います。

#### 【事故概要欄】

・ いつ、どこで、誰が、どのような事故を発生させたのか、事故の全体像が分かるように記入。

##### ①概要

事故発生原因や利用者の特徴、事故発生時の支援内容や利用者の負傷状況等を簡潔に記入。

##### ②経緯

以下の記載例のような形式で、事故対応の状況等を時系列で具体的に記載

The image shows a screenshot of a form used for reporting accidents. It contains various fields for recording details such as the date and time of the incident, the location, the names of those involved, and a description of the event. There are also sections for recording the response taken and the status of the victim. The form is structured with a header, several text input areas, and a table for recording the sequence of events.

#### ●記載例

【○月○日】

- ・ ○時○分 日中活動中、利用者がパンを食べたところ、パンを口に入れたまま倒れる。付き添っていた支援員が支えるが、そのまま、意識不明、呼吸不全。
- ・ ○時○分 看護師及び施設長に連絡。ハイムリック法によりパンを取り除き、AED装着「ショック不要」の反応。心臓マッサージ及び人工呼吸開始。
- ・ ○時○分 119番通報
- ・ ○時○分 救急隊到着し、〇〇医療センターへ救急搬送されるが、心配停止状態。
- ・ ○時○分 家族（母親）に連絡
- ・ ○時○分 死亡確認
- ・ ○時○分 警察から連絡があり、事情聴取開始
- ・ ○時○分 警察より事件性なしの連絡
- ・ ○時○分 病院から警察にご遺体が引き渡され、検死後に遺族へご遺体を引き渡し

##### ③状況

利用者の様子や家族との連絡状況に加え、警察やマスコミ対応等があれば具体的に記載

#### 【再発防止策欄】

・ 事故発生の原因分析を踏まえ、具体的な対策を記入

### 3-7 防犯等安全管理の確保について

- ・平成28年7月に神奈川県相模原市の障害者支援施設において、多数の入所者が殺傷されるという痛ましい事件が発生しました。
- ・この事件を受け、厚生労働省から当該事件の検証を踏まえて、外部からの不審者の侵入に対する危機管理の観点から、必要と考えられる点検項目が示されました。
- ・点検項目は大きく「日常の対応」と「緊急時の対応」とに分けて示されています。

#### 具体的な取組内容について

- ・日常の対応（6項目）
    - ① 所内体制と職員の共通理解
    - ② 不審者情報に係る地域や関係機関等との連携
    - ③ 施設等と利用者の家族の取組み
    - ④ 地域との共同による防犯意識の醸成
    - ⑤ 施設設備面における防犯に係る安全確保
    - ⑥ 施設開放又は施設外活動における安全確保・通所施設における利用者の来所及び帰宅時における安全確保
- ※ 各項目の詳細については「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について（通知）」を参照ください

### 3-8 防犯等安全管理の確保について

- ・平成28年7月に神奈川県相模原市の障害者支援施設において、多数の入所者が殺傷されるという痛ましい事件が発生しました。
- ・この事件を受け、厚生労働省から当該事件の検証を踏まえて、外部からの不審者の侵入に対する危機管理の観点から、必要と考えられる点検項目が示されました。
- ・点検項目は大きく「日常の対応」と「緊急時の対応」とに分けて示されています。

#### 具体的な取組内容について

- ・不審者情報を得た場合その他緊急時の対応（2項目）
    - ① 不審者情報がある場合の連絡体制や想定される危害等に即した警戒体制
    - ② 不審者が立ち入った場合の連絡・通報体制や職員の協力体制、入所者等への避難誘導等
- ※ 各項目の詳細については「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について（通知）」を参照ください

### 3-9 非常災害時の体制整備の強化について

令和6年度報酬改定に伴う運営基準の改正により、感染症や非常災害発生時において、継続したサービス提供を推進するために、新たな減算規定が創設される等制度改正がありました。運営基準・解釈通知等も必ず御確認ください。

#### 具体的な取組内容について

・業務継続計画に関する取組（基準を満たさない場合、基本報酬が減算）

- ① 業務継続計画を策定、従業者に周知
- ② 業務継続計画に従い必要な措置を講ずる
- ③ 従業者に対し、必要な研修及び訓練を定期的実施（年1回以上）

《参考》業務継続計画に係る国のマニュアル等  
障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン等  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_17517.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17517.html)

### 3-10 非常災害時の体制整備の強化について

令和6年度報酬改定に伴う運営基準の改正により、感染症や非常災害発生時において、継続したサービス提供を推進するために、新たな減算規定が創設される等制度改正がありました。運営基準・解釈通知等も必ず御確認ください。

#### 具体的な取組内容について

##### ・感染症等対策の取組

- ① 感染対策委員会の開催及び周知徹底…概ね3ヶ月に1回以上、定期的で開催
- ② 指針の整備…平常時の対策及び発生時の対応を規定する
- ③ 研修の実施…指針に基づいた研修プログラムを作成し、年2回以上の定期的な研修を開催
- ④ 訓練（シミュレーション）の実施…年2回以上の定期的な訓練の実施

##### 《参考》

「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（一部改正）」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000685933.pdf>

「感染対策マニュアル・業務継続ガイドライン等」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_15758.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html)

### 3-11 非常災害時の体制整備の強化について

令和6年度報酬改定に伴う運営基準の改正により、感染症や非常災害発生時において、継続したサービス提供を推進するために、新たな減算規定が創設される等制度改正がありました。運営基準・解釈通知等も必ず御確認ください。

#### 非常災害対策について

・ 障害者支援施設等は、運営基準において非常災害対策として以下の取組が求められています。

- ① 消火設備その他の必要な設備の整備及び非常災害計画の策定等
- ② 非常災害に備えた定期的な訓練
- ③ 訓練の実施にあたり、地域住民との連携に努める

また、水防法又は土砂災害防止法に基づき、市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設については、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務づけられています。

※ 詳細については「社会福祉施設等における避難の実効性確保に関する取組み等について」を参照ください

### 3-12 非常災害時の体制整備の強化について

令和6年度報酬改定に伴う運営基準の改正により、感染症や非常災害発生時において、継続したサービス提供を推進するために、新たな減算規定が創設される等制度改正がありました。運営基準・解釈通知等も必ず御確認ください。

#### 社会福祉施設等における災害時に備えたライフライン等の点検について

・社会福祉施設等において、平時より、災害時にあってもサービス提供が維持できるよう、事業継続に必要な対策を講じることが重要である。そこで、社会福祉施設等の災害対策について、厚生労働省より点検事項が取りまとめられていますのでご確認ください。

- |                   |                   |
|-------------------|-------------------|
| ① 停電に備えた点検        | ④ 通信が止まった場合に備えた点検 |
| ② 断水に備えた点検        | ⑤ 物資の備蓄状況の点検      |
| ③ ガスが止まった場合に備えた点検 | ⑥ その他留意事項         |

※ 詳細については「社会福祉施設等における災害時に備えたライフライン等の点検について」を参照ください。

### 3-13 非常災害時の体制整備の強化について

令和6年度報酬改定に伴う運営基準の改正により、感染症や非常災害発生時において、継続したサービス提供を推進するために、新たな減算規定が創設される等制度改正がありました。運営基準・解釈通知等も必ず御確認ください。

#### 災害時情報共有システムについて

- ① 災害発生時における障害者支援施設等の被害状況等を国・地方公共団体が迅速に把握・共有し、停電施設への電源車の手配など、被災施設等への迅速かつ適切な支援につなげることを目的としたシステムである。
- ② 災害が発生すると、災害の規模などから必要に応じ東京都が被災状況の報告を依頼します。その際、事前に登録いただいた連絡先に専用のURLが送られますので、システムにアクセスし、被災情報の報告を行っていただきます。  
(送られたURLからアクセスした場合には、アクセスの際にID、PWは不要です。)
- ③ 施設・事業所におかれましては、災害発生時に報告の依頼メールが送付された時には速やかに被災状況の報告をお願いいたします

## 4 事業に関する変更手続き

## 4-1 変更の届出

障害者支援施設及び障害福祉サービス事業所は、現在の事業に変更が生じた場合、あらかじめ又は**変更後10日以内**に、変更届を都道府県知事に届け出ることが必要です。

### 1 変更届の必要な主な事項

- ① 事業所（施設）の名称
- ② 事業所（施設）の所在地
- ③ 申請者（設置者）の名称
- ④ 主たる事務所の所在地
- ⑤ 代表者（設置者）の氏名及び住所
- ⑥ 定款・寄付行為及びその登記簿の謄本又は条例等  
（指定に係る事業に関するもの）
- ⑦ 事業所の平面図及び設備の概要
- ⑧ 事業所の管理者の氏名及び住所
- ⑨ 事業所のサービス管理責任者の氏名及び住所
- ⑩ 主たる対象者
- ⑪ 運営規程
- ⑫ **介護給付費等の請求に関する事項**
- ⑬ 協力医療機関の名称及び診療体制及び支援の体制の概要

## 4-2 変更の届出

### 2 介護給付費等の請求に関する変更の場合

#### (1) 届出時期

- ① 加算等を新たに算定する場合、又は加算等の算定される単位数が増える場合 **毎月15日までに届出があった場合**、翌月から加算等の適用になりますが、16日以降の届出に関しては、翌々月からの適用になります。

変更届にて申請する際は、担当部署へ到達した日をもって届出日になりますので、郵送の場合は余裕を持って提出願います。

**15日以前⇒翌月から      16日以降⇒翌々月から**

**(15日が閉庁日の場合は、直前の開庁日までに到達していること。)**

- ② 加算等の算定される単位数が減る場合、又は加算等が算定されなくなる場合 届出の時期に関わらず、加算等の単位数が減る（又は算定されなくなる）事実が発生した日から算定を行わないものとします。

※ 毎年度4月には、前年度平均実利用者数を基にする職員配置などが満たされているか等、介護給付費等算定に係る体制等に変更がないか確認してください。

#### (2) 届出書類

「加算にかかる添付書類一覧」を参考に届出様式及び添付書類の提出をお願いします。

なお、提出前には加算の要件を満たしているかを再度ご確認ください。

## 4-3 変更の届出

### 【サービス管理責任者の変更について】

- 原則として「常勤・専従」であること。  
例：「サービス管理責任者」と「同一法人内」の「相談支援事業所」の「相談支援専門員」を兼務してしまった場合、「常勤・専従要件」を満たしていないことになる。⇒ **「サービス管理責任者欠如減算」が適用**
- ※ 既に配置されているサービス管理責任者についても更新研修や実践研修の受講を失念することにより、資格要件を満たさず、未配置になるケースがあるので注意してください。

### 【管理者の変更について】

- 「管理者」にも要件がありますので、事前確認をしてください。  
「管理者変更」の場合は「障害者総合支援法第36条第3項非該当誓約書」及び「役員等名簿」の提出も必要となります。  
特に届出の際、「役員等名簿」に「管理者の氏名」の記載が漏れている場合が多いので、注意してください。

## 4 - 4 各種書類をダウンロードするにあたって

<参考>

「東京都障害者サービス情報」

東京都福祉局

音声読み上げ 音声読み上げについて 文字サイズ 小 中 大

📍 サイトマップ 🏠 都庁総合トップページ

### 東京都障害者サービス情報

このサイトでは、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づいて、東京都に申請し指定を受けた事業所を検索することができます。

東京都福祉局障害者施策推進部  
各サービス窓口はこちら→[問い合わせ窓口一覧](#)

#### お知らせ

**New!!** [指導検査業務システムへのメールアドレス等登録について](#)  
東京都福祉局指導監査部からのお知らせです。

**New!!** [令和5年度「障害者週間」記念の集い 第43回ふれあいフェスティバル](#)  
障害者週間にあわせ、障害のある人もない人も、お互いがふれあい楽しみながら障害や障害のある方に対する理解と関心を深められる「ふれあいフェスティバル」を開催します

**New!!** [令和5年度東京都障害者共同生活援助\(GH\)事業説明会の開催について](#)  
令和5年度東京都障害者共同生活援助(GH)事業説明会(令和5年11月)は公益財団法人東京都福祉保健財団がオンライン開催します。

**New!!** [令和5年度東京都障害者短期入所\(SS\)事業説明会の開催について](#)  
令和5年度東京都障害者短期入所(SS)事業説明会(令和5年11月)は公益財団法人東京都福祉保健財団がオンライン開催します

**New!!** [障害者グループホーム従事者人材育成支援事業\(基礎研修\)第4回オンライン研修について](#)  
基礎研修(第4回オンライン研修)の開催案内

[東京都心身障害者福祉センターより令和5年度東京都自立支援協議会セミナーの御案内](#)

**事業所検索**

- 🔍 受けたいサービスから探す
- 🔍 法人名から探す
- 🔍 所在地から探す
- 🔍 主たる対象者から探す
- 🔍 事業所番号から探す
- 🔍 空き情報から探す
- 🔍 事業所名から探す

**サービス相談窓口**  
各自治体の相談窓口です。

**関連リンク**  
国や各自治体関連のリンク情報です。

**書式ライブラリー**  
書式ダウンロード情報です。

## 4-5 受付窓口について

### 【受付窓口について】

東京都では、令和5年度から障害福祉サービス等事業所の指定申請及び変更届等の受付窓口が以下のとおり変更となっております。

### 【変更先】

#### (名称)

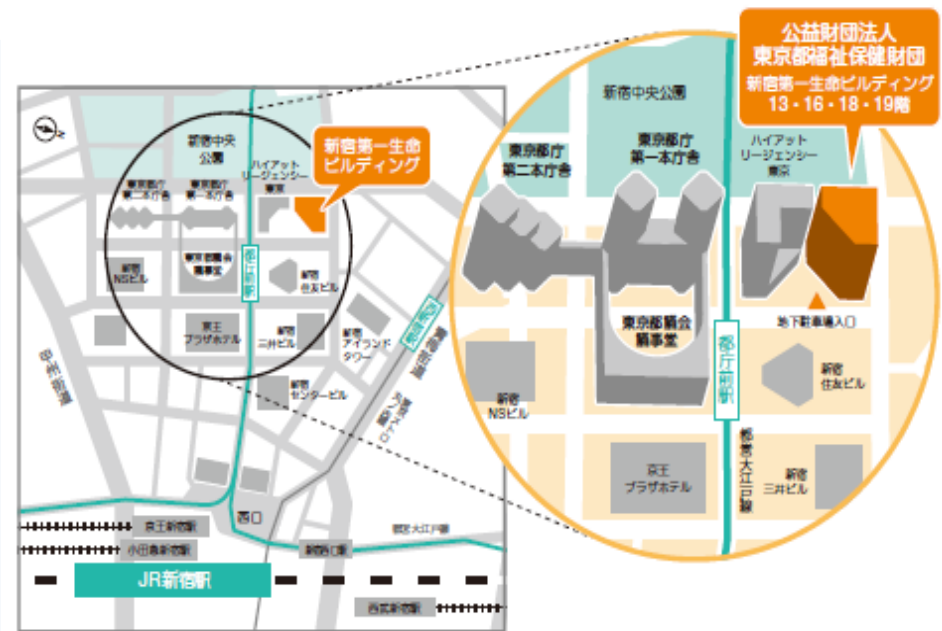
公益財団法人 東京都福祉保健財団  
事業者支援部 障害福祉事業者指定室

#### (所在地)

〒163-0718  
東京都新宿区西新宿2丁目7番1号  
新宿第一生命ビルディング18階

#### (交通)

各線「新宿駅」西口から徒歩10分  
都営大江戸線「都庁前駅」徒歩2分  
東京メトロ丸ノ内線「西新宿駅」徒歩5分



## 4-6 受付窓口について

### 【受付窓口変更について②】

#### 対象 手続書類

- ・新規指定申請書（事業計画等の事前相談を含む）
- ・変更届出書（事業所移転やユニット増設等の事前相談を含む）
- ・指定更新申請書
- ・廃止、休止、再開届出書
- ・（特定相談支援・障害児相談支援に係る）事業開始届

※八王子市内の事業所は、引き続き八王子市が受付窓口となります。

※児童系サービスについて、児童相談所設置区内の事業所は、引き続き当该区が受付窓口となります。

#### <訪問系サービス>

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

#### <一般相談支援>

地域移行支援、地域定着支援

#### <居住系サービス>

共同生活援助、短期入所、自立生活援助、施設入所支援（新規指定申請を除く）

#### <日中活動系サービス>

生活介護、自立訓練（機能・生活）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援

#### <児童系サービス>

児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援

## 4-7 変更手続きに関する問合せ及び書類の郵送先

### 【問合せ先】

＜生活介護、施設入所支援、自立訓練の場合＞

公益財団法人 東京都福祉保健財団

事業者支援部 障害福祉事業者指定室 施設担当

TEL 03-6302-0313

※ 就労系事業とそれ以外の事業の両方にまたがる多機能型事業所の場合は、**定員規模の大きい**事業の所管にお送りください。

### 【書類の郵送先】

〒163-0718

東京都新宿区西新宿2丁目7番1号 新宿第一生命ビルディング18階

公益財団法人 東京都福祉保健財団

事業者支援部 障害福祉事業者指定室 (サービス種別名) 宛

※ 封筒宛先には、サービス種別名を明記してください。

ご視聴お疲れ様でした

説明会動画は以上で終了です

ご清聴、ありがとうございました。